

「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画素案」に対する意見募集の結果について

市が実施いたしました「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画素案」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和2年11月26日（木）から令和2年12月25日（金）まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市福祉部介護保険課（駅前庁舎1階）、青森市福祉部高齢者支援課（駅前庁舎1階）、浪岡事務所健康福祉課（浪岡庁舎1階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、各地域包括支援センター（11箇所）に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

3名の方から5件のご意見をいただきました。

意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
I 総論 第2章第1節 高齢化等の状況 (3) 認知症高齢者数の推計	0	0	0	0	1	0	1
II 分野別施策の展開 第4章第1節 介護サービスの充実 5 介護保険料収納率の向上	0	0	0	1	0	0	1
II 分野別施策の展開 第4章第3節 災害・感染症対策に係る体制整備 2 感染症対策に係る体制の充実	0	2	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	1	1
計	0	2	0	1	1	1	5

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

4 計画の策定

「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定した計画の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と策定いたしました「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市福祉部介護保険課（駅前庁舎1階）、青森市福祉部高齢者支援課（駅前庁舎1階）、浪岡事務所健康福祉課（浪岡庁舎1階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、各地域包括支援センター（11箇所）でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、令和3年4月15日（木）から令和3年5月14日（金）までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- 「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画素案」に提出された意見の概要と市の考え方
- 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の概要
- 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画

6 お問合せ先

青森市福祉部介護保険課 電話 017-734-5360

「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画素案」

に提出された意見の概要と市の考え方

○意見数 3名 (5件)

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
1	I 総論 第2章第1節 高齢化等の 状況 (3) 認知症高 齢者数の 推計	「認知症高齢者数の推移」のグラフについて、各年齢の認知症有病率は一定なのか、増加するのか推計結果を示すべきと思います。両方を示す意義について説明してほしい。	「認知症高齢者数の推移」のグラフは、国が「認知症施策推進大綱」を取りまとめる際に使用された「日本における認知症の高齢人口の将来推計に関する研究」で示された認知症有病率を用い、算出しています。 当該研究では、認知症有病率が2012年以降も一定であると仮定した場合の推計値のほか、糖尿病が認知症有病率の危険因子の1つとされ、国内の糖尿病患者数は今後増加すると予測されていることから、糖尿病患者の増加に伴い認知症有病率が上昇すると仮定した場合の2通りの推計値が示されていることから、本計画においても2通りの推計を行い、示したものです。	その他
2	II 分野別施策 の展開 第4章第1節 介護サービスの充実 5 介護保険料 収納率の 向上	年金から特別徴収できず、普通徴収になる方の多くは、特別徴収できる年金額に達していない方が多いように思われます。低所得者が滞納した際にペナルティを課すことはやめるべきだと思う。滞納している方の所得実態、生活実態をきちんととらえること、そしてそうした方についても介護保険が、経済的に無理なく、きちんと利用できるように配慮すべきである。	介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳までの第2号被保険者の方に所得に応じて負担していただいております。 滞納者に対する保険給付の制限については、被保険者間の負担の公平性の観点から、保険料を適正に納付していただくため、介護保険法に基づき行っています。	反映困難

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
3	II 分野別施策の展開 第4章第3節 災害・感染症対策に係る体制整備 2 感染症対策に係る体制の充実	<p>青森市内の介護事業所においても新型コロナウイルスの感染クラスターが発生したという段階に対応した課題を明記すべき。青森市としての介護に対する感染症対策を具体的に示すべきだと思う。介護事業所での感染防止、クラスター発生防止、拡がり防止のために何をするのか、例えば、介護事業所における感染防止策の徹底をはかるとともに、感染防止資材確保への援助、介護事業所の減収への補助、市民への「コロナ禍でも、感染防止策をとって介護施設を上手に利用しましょう」などの啓発など。根本的な政策の補強を求める。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも、各種サービスごとの感染防止に向けた取組、感染者が発生した場合の取組など、介護事業所等がとるべき対応等について記載している、国からの「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」等の通知を各介護サービス事業所に対して送付し、継続的な介護サービスの提供も含め対応をお願いしてきたことから、本計画には、感染症対策の重要事項について記載しております。</p> <p>加えて、市では、各地でのクラスターの発生等を踏まえ、感染防止策及び感染症への対応の再徹底を通知しております。</p>	記述・整理済
4	II 分野別施策の展開 第4章第3節 災害・感染症対策に係る体制整備 2 感染症対策に係る体制の充実	<p>素案では「平時からの備えが必要であり、介護施設等における感染拡大防止策の周知啓発や施設職員への感染症に対する研修等の実施、必要物資の備蓄を促す。」としているが、行政として、必要な指導や研修を行うこと、防護具や消毒液などの物品の支給を継続して行うことを計画に加えるべきではないか。</p> <p>また、営業停止となった事業所に対して、事業を維持するための支援金の創設を検討すべきではないか。</p>	<p>感染症対策に関する指導については、国からの「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」等の通知を周知しているほか、研修については、国において、介護事業所等従事者向け及び管理者向けの研修教材を研修サイトに公開しており、いつでも各介護事業所等において視聴できる環境が整っております。</p> <p>また、介護サービスの提供に必要な物資の備蓄については、基本的には、各介護事業所等が施設運営の中で行うべきものでありますが、これまで国の要請に基づき市場の流通状況等を勘案し、必要に応じて、防護具等を配布してきたところであります。</p> <p>これらを踏まえ、本計画には、「平時からの備えが必要であり、介護施設等における感染拡大防止策の周知啓発や施設職員への感染症に対する研修等の実施、必要物資の備蓄を促す。」と記載したところです。</p> <p>なお、市では、国の補助制度を活用し、感染症対策を徹底しながら介護サービスを継続的に提供するための支援を行っております。</p>	記述・整理済

No	項目	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
5	その他	<p>緊急病院以外の病院は必要ない。病院に入って良くなることはほとんどない。介護も本人の家族がすべきであり、病院に任せてもひどくなり、お金が多くかかるだけである。</p>	<p>市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が連携し包括的に支援する地域包括ケアを推進するなど、各施策に取り組んでいます。</p>	対象事項外